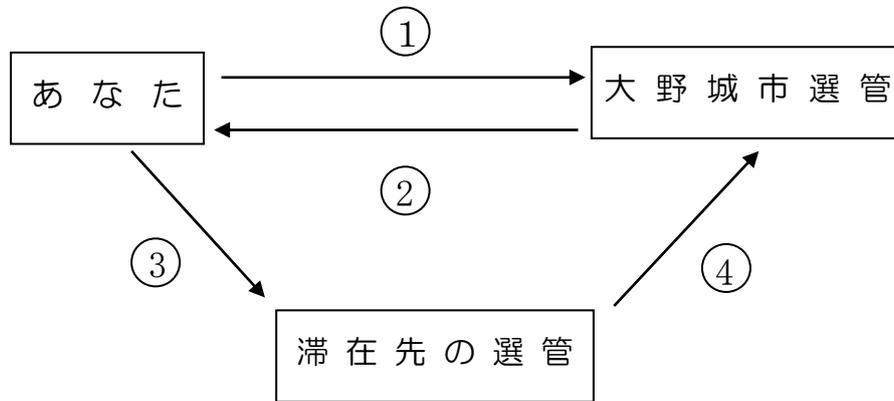


不在者投票（遠隔地での投票）について

仕事や学業などで長期間市外にいる人は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。不在者投票には手続きが必要です。



- ① 大野城市選挙管理委員会に不在者投票請求書を提出します。
請求書は最寄りの選挙管理委員会でお取りいただくか、市ホームページからダウンロードできます。必要事項を記入し、大野城市選挙管理委員会宛に原本を郵送または持参で提出してください。
（郵送する場合は、郵便物仕分けのため、封筒の表に赤字で「選挙」とお書きください。）
※メールやファックスによる請求はできません。
- ② 大野城市選挙管理委員会が請求書を確認し、請求書に記載された住所に投票用紙等を郵送します。
- ③ 届いた書類を持って、最寄りの市区町村選挙管理委員会に行き、投票を行います。
※市区町村によって、投票できる時間が異なる場合がありますので、ご注意ください。
- ④ 投票した選挙管理委員会から大野城市選挙管理委員会へ投票用紙が送付され、投票が完了します。
※投票日までに大野城市選挙管理委員会に届かない場合は無効となりますので、手続きはできるだけ早めに行ってください。

問い合わせ・請求先
〒816-8510
大野城市曙町2-2-1
大野城市選挙管理委員会
電話：092-580-1957